

令和元年 6 月 6 日

各 位

会社名 株式会社 ヤシマキザイ
代表者名 代表取締役社長 高田 一 昭
(コード番号：7677 東証市場第二部)
問合せ先 執行役員管理本部長 阿 部 昌 宏
(TEL 03-6758-2558)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

令和元年 5 月 23 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による自己株式の処分等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、令和元年 6 月 6 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による自己株式の処分の件

(1) 募集株式の払込金額 1 株につき 金 1,020 円

(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該公募による自己株式の処分を中止する。)

(2) 募集株式の払込金額の総額 255,000,000 円

(3) 仮 条 件 1,200 円 から 1,280 円

(4) 仮条件の決定理由等

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

- ①主要顧客である J R 各社と主要仕入先である日立製作所との強固な関係により、国内に堅実な事業基盤を有している
- ②安定的な国内事業により、財務体質が良好である
- ③海外事業が成長機会である一方、利益の不安定さにも繋がる可能性がある

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は 1,200 円 から 1,280 円の範囲が妥当であると判断いたしました。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 販売先指定の件（親引け）

当社が、野村証券株式会社に対し、販売を要請している親引け先の概況については以下のとおりです。

（1）親引け先の状況等

- | | |
|-----------------|--|
| ① 親引け先の概要 | ヤシマキザイ従業員持株会
(理事長 八幡 洋子)
東京都中央区日本橋兜町6番5号 |
| ② 当社と親引け先との関係 | 当社の従業員持株会であります。 |
| ③ 親引け先の選定理由 | 従業員の福利厚生のためであります。 |
| ④ 親引けしようとする株式の数 | 未定（売出株式のうち、40,000株を上限として、令和元年6月17日に決定される予定。） |
| ⑤ 株券等の保有方針 | 長期保有の見込みであります。 |
| ⑥ 払込みに要する資金等の状況 | 当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。 |
| ⑦ 親引け先の実態 | 当社の従業員等で構成する従業員持株会であります。 |

（2）株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、下記【ご参考】の「2. ロックアップについて」をご参照下さい。

（3）販売条件に関する事項

販売価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する一般向け売出しとして行われる売出価格と同一となり、売出価格等決定日に決定される予定です。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)	公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)	公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
佐藤 泰子	東京都目黒区	468,400	18.15	418,400	14.78
ヤマキザイ従業員持株会	東京都中央区日本橋兜町6番5号	191,200	7.41	231,200	8.17
関 年子	東京都世田谷区	280,400	10.86	230,400	8.14
東京中小企業投資育成株式会社	東京都渋谷区渋谷三丁目29番22号	200,000	7.75	200,000	7.07
関 正一郎	中国上海市	191,152	7.41	191,152	6.75
佐藤 厚	東京都目黒区	190,761	7.39	190,761	6.74
コクサイエアロマリン株式会社	東京都港区西新橋二丁目5番2号	120,000	4.65	120,000	4.24
株式会社みなと銀行	兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目1番1号	123,000	4.77	100,000	3.53
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命証券管理部内	100,000	3.87	100,000	3.53
関 正幸	東京都世田谷区	52,000	2.01	52,000	1.84
計	—	1,916,913	74.28	1,833,913	64.78

(注) 1. 所有株式数及び株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合は、令和元年5月23日現在のものです。

2. 公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合は、令和元年5月23日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く)の総数に、公募による自己株式の処分、引受人の買取引受による売出し及び親引け(40,000株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (5) 株式併合等の予定の有無及び内容 該当事項はありません。
- (6) その他参考になる事項 該当事項はありません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による自己株式の処分及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数	普通株式	250,000株	
② 売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による売出し	551,000株
		オーバーアロットメントによる売出し	120,000株

(※)

- (2) 需要の申告期間 令和元年6月10日(月曜日)から
令和元年6月14日(金曜日)まで
- (3) 価格決定日 令和元年6月17日(月曜日)
(処分価格(募集価格)及び売出価格は募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 募集・売出期間 令和元年6月18日(火曜日)から
令和元年6月21日(金曜日)まで
- (5) 払込期日 令和元年6月25日(火曜日)
- (6) 株式受渡期日 令和元年6月26日(水曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である佐藤泰子及び関年子(以下、「貸株人」と総称する。)から借入れる株式であります。これに関連して、野村証券株式会社は、120,000株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、令和元年7月19日を行使期限として付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、令和元年6月26日から令和元年7月17日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. ロックアップについて

公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人及び売出人である佐藤泰子及び関年子並びに売出人である株式会社みなと銀行並びに当社株主である東京中小企業投資育成株式会社、関正一郎、佐藤厚、コクサイエアロマリン株式会社、日本生命保険相互会社、関正幸、一般社団法人アカデミア・ヤシマ、株式会社陽栄、株式会社バンザイ、レシップホールディングス株式会社、佐藤商事株式会社、種部和夫、高田一昭、小野崎正顕、中村修、矢島秀生、高橋謙二及び倉田二三夫は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 90 日目の令和元年 9 月 23 日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社株主であるヤシマキザイ従業員持株会は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の令和元年 12 月 22 日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の令和元年 12 月 22 日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、公募による自己株式の処分、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合であっても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、野村證券株式会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、株式受渡期日（当日を含む）から 180 日目の日（令和元年 12 月 22 日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者（ヤシマキザイ従業員持株会、佐藤厚、高田一昭、種部和夫、関正一郎、高橋謙二、小野崎正顕、中村修、倉田二三夫及び矢島秀生）との間に継続所有等の確約を行っております。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。